

さいたま市規則第36号

さいたま市さいたま新都心バスターミナル条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市さいたま新都心バスターミナル条例（令和元年さいたま市条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(バスターミナルの使用の申請)

第2条 条例第6条第1項の規定による使用の許可又は許可に係る事項の変更の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に定めるところにより申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 条例第3条第1号に規定するバスターミナル（以下「バスターミナル」という。）の使用の許可を受けようとする場合 さいたま新都心バスターミナル使用許可申請書（様式第1号）
- (2) バスターミナルの使用の許可に係る事項の変更の許可を受けようとする場合 さいたま新都心バスターミナル使用変更許可申請書（様式第2号）

(バスターミナルの使用の許可)

第3条 条例第6条第1項の規定による使用の許可又は許可に係る事項の変更の許可は、次に定めるところにより許可書を交付して行うものとする。

- (1) バスターミナルの使用の許可 さいたま新都心バスターミナル使用許可書（様式第3号）
- (2) バスターミナルの使用の許可に係る事項の変更の許可 さいたま新都心バスターミナル使用変更許可書（様式第4号）

(使用料の納付)

第4条 条例第8条の許可事業者は、市長が別に定める日までにその前月分のバスターミナルの使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(掲示物の掲示等)

第5条 条例第8条の許可事業者は、バスターミナル内に掲示物を掲示し、又は工作物を設置しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(駐車場の利用方法等)

第6条 条例第3条第2号の一般車駐車場又は同条第3号のバス駐車場を利用する者（以下「駐車場利用者」という。）は、自動車を入場させるときに駐車券の交付を受けなければならない。

2 駐車場利用者は、自動車を出場させるときに駐車券を提出し、駐車時間に対応する使用料を納付しなければならない。

3 市長は、駐車場利用者が正当な理由なく駐車券の提出又は使用料の納付をしないときは、自動車の出場を拒否するものとする。

4 駐車場利用者は、駐車券を紛失したときは、直ちに係員にその旨を申し出なければならない。

5 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、自動車を駐車した者であることを確認の上、当該自動車の出場を許可することができる。

(損害賠償)

第7条 市は、次の各号のいずれかに該当する損害については、責任を負わないものとする。

(1) 天災等の不可抗力による損害

(2) さいたま市さいたま新都心バスターミナル（以下「さいたま新都心バスターミナル」という。）の利用者が引き起こした衝突、接触その他さいたま新都心バスターミナル内の事故についての損害

(3) さいたま新都心バスターミナル内に駐車する自動車内に留置された物品又は積載物若しくは取付物についての損害

(4) 前3号に掲げるもののほか、市の責めによらない事由により発生した損害

(損壊の届出等)

第8条 さいたま新都心バスターミナルの施設等を損壊し、又は滅失した者は、速やかに市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(管理上の指示)

第9条 市長は、さいたま新都心バスターミナルの利用上の遵守事項を定め、必要があると認めるときは、その都度さいたま新都心バスターミナルの利用者に必要な指示をすることができる。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年5月26日規則第77号)

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

さいたま新都心バスターミナル使用許可申請書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

住所
申請者
氏名

さいたま市さいたま新都心バスターミナル条例第6条第1項の規定によるバスターミナルの使用の許可を受けたいので、次のとおりバスターミナルの使用の許可を申請します。

使用期間	年 月 日 から 年 月 日まで
運行計画／ 運行系統	
乗入便数／ 使用予定台数	
添付書類	<input type="checkbox"/> 運行計画に係る書類 <input type="checkbox"/> その他

注

様式第2号（第2条関係）

さいたま新都心バスターミナル使用変更許可申請書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

住所
申請者
氏名

さいたま市さいたま新都心バスターミナル条例第6条第1項の規定によるバスターミナルの使用の変更許可を受けたいので、次のとおり申請します。

許可番号及び許可年月日	第 号 年 月 日
変更内容	
変更理由	
添付書類	<input type="checkbox"/> 運行計画に係る書類 <input type="checkbox"/> その他

注

様式第3号（第3条関係）

さいたま新都心バスターミナル使用許可書

第 号
年 月 日

様

さいたま市長



年 月 日付で申請のあったさいたま新都心バスターミナルの使用については、次のとおり許可します。

1 通行の許可

通行を許可する区間

起点：埼玉県さいたま市大宮区北袋町1丁目603番地1地先

終点：埼玉県さいたま市大宮区北袋町1丁目603番地1地先

キロ程：0.1km

2 停留所使用の許可

(1) 物件 停留所名 さいたま新都心バスターミナル

所在地 埼玉県さいたま市大宮区北袋町1丁目603番地1

(2) 期間 年 月 日から 年 月 日まで

※自動更新（可・否）

3 その他

様式第4号（第3条関係）

さいたま新都心バスターミナル使用変更許可書

第 号
年 月 日

様

さいたま市長



年 月 日付で申請のあったさいたま新都心バスターミナルの許可事項の
変更については、次のとおり許可します。

変更内容